

先進安全自動車対応優良車体整備事業者申請案内書

令和6年10月

日本自動車車体整備協同組合連合会

目 次

1. 申請の手順・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 申請に必要な書類の種類・・・・・・・・	4
3. 申請書の作成要領・・・・・・・・・・	5
4. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者規則・・・・・・・・	6
5. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者基準・・・・・・・・	9
6. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者申請用紙等・・	12

1. 申請の手順

1) 申請の申込み

各都道府県車体整備協同組合理事長に、事業場ごとの申込みをする。

2) 申込の受理と用紙の交付

各都道府県車体整備協同組合では、申込みを受理すると、本案内書と様式の決まっている分の用紙を申請者に交付する。

3) 申請に必要な書類

4 頁を参照

4) 申請書類の下書きの作成

申請者は、申請書類の下書きを作成し、各都道府県車体整備協同組合に提出し、各都道府県車体整備協同組合では、申請書類の内容をチェックし、必要があれば修正等を行う。

5) 申請事業者の確認

各都道府県車体整備協同組合では、同組合の調査委員を申請事業場に派遣し、申請内容について確認を行う。

6) 申請書類の作成

完全になった下書きに基づき、正本 1 部（日車協連提出用）、副本 2 部（各都道府県車体整備協同組合控、申請者控各 1 部）を作成する。

7) 申請書類の提出

申請者は、正本、副本各 1 部を各都道府県車体整備協同組合に所定の申請手数料（参考 15, 000 円・消費税別）を添えて提出する。

各都道府県車体整備協同組合は、推せん書を作成し、正本とともに、日車協連会長宛に提出する。

日車協連は推薦書を受領後、組合に対し申請手数料（7, 000 円・消費税別）を請求する。

8) 認定書の交付並びに標識の掲示

日車協連会長は、申請書を審査確認の上、先進安全自動車対応優良車体整備事業者

として資格があると認めた場合は、認定書を交付する。

なお、標識については、所定の標識を事業場の見易い場所に掲げるものとする。

2. 申請に必要な書類の種類

申請には、次の種類のものがが必要です。

- 1) 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者申請書
- 2) 優良自動車整備事業者認定の特殊整備事業者車体整備作業（一種・二種）工場認定書の写し、もしくは自動車車体整備推奨工場指定書の写し
- 3) 自動車特定整備事業者の認証書の写し
- 4) 申請書に登録される自動車車体整備士の合格証書の写しまたは整備士手帳の写し（整備士手帳の写しは本人の氏名・生年月日・合格番号の記載のある頁）
- 5) 別表1 人的要件③に該当する事業場は申請書に登録される自動車補修接合管理者の認定証の写し
- 6) 認定される機器設備ごとの優良車体整備事業者保有機器審査委員会認定対象機種 of 保有を証明する資料
- 7) 高度化車体整備技能講習受講を証明する資料（修了証の写し）

3. 申請書の作成要領

- 1) 申請には、定められた様式 of 用紙を用いて作成する。
- 2) 申請書には、申請年月日、申請者氏名、申請者の所在地、電話番号及び郵便番号を記入する。

年 月 日

先進安全自動車対応 優良車体整備事業者申請書

日本自動車車体整備協同組合連合会

会長 小倉 龍一 殿

申請者

印

申請者所在地

電話番号

郵便番号

申請事業場名

申請事業場所在地

電話番号

郵便番号

先進安全自動車対応優良車体整備事業者の認定を受けたいので、所定の手数料を添えて申請いたします。

4. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者規則

(総 則)

第1条 日本自動車車体整備協同組合連合会（以下日車協連という）の定款第8条に基づき先進安全自動車対応優良車体整備事業者の認定を行うため、この規則を定める。

(目 的)

第2条 この規則は、先進安全自動車対応優良車体整備事業者の認定を行うことにより、自動車の車体整備の質の向上を図るとともに、質の高い車体整備が関係者から適切に評価されることを目的とする。

(認 定)

第3条 日車協連会長（以下会長という）は、認定を希望する自動車車体整備事業者（以下申請者という）よりの申請書及び各都道府県車体整備協同組合（以下車体協という）理事長の推薦書を審査の上、適格と認めた申請者の事業場を先進安全自動車対応 優良車体整備事業者として認定する。

2. 前項の場合、会長は、認定書を交付する。

(基 準)

第4条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定を申請しようとする者は、別表1の基準に適合するものでなければならない。

2. 前項の事業者は、自動車車体整備を行うにあたり、関連する法令を遵守するものでなければならない。

3. 別表1の指定の要件に定める機器等は保有機器審査委員会を設置し認定をする。

(申 請)

第5条 申請者は、別紙の申請要領に基づき、申請書を作成し、車体協理事長に提出する。

2. 認定取り消し後、1年間は再申請できない。

第6条 各都道府県車体協理事長は、調査委員会（若干名）を設置し、調査委員を申請事業場に派遣し、申請内容について確認を行うこととする。

(推 薦)

第 7 条 各都道府県車体協理事長は、申請者の申請内容が基準に合致し、かつ審査の結果、適格と認めた場合は、会長に推薦する。

(標 識)

第 8 条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定を受けた者は、所定の標識を事業場の見やすい場所に掲げるものとする。

(車体整備記録簿)

第 9 条 先進安全自動車対応優良車体整備事業者は、自動車車体整備士に修理車両の特定整備（車体整備）記録簿及び修理前後の写真の作成及び保存をさせる。
また、特定整備（車体整備）記録簿を修理車両の所有者または使用者に交付する。

(整備保証書)

第 10 条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者は、自動車車体整備士に整備保証書を作成させ、これを交付することとする。

2. 保証の基準等は各先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の独自基準とする。

(経費の賦課)

第 11 条 認定申請に係わる手数料、運営に係わる手数料等は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(認定の取消)

第 12 条 次の各号に該当した場合は、認定の取消または廃止を行う。

- (1) 事業または当該事業場を廃止したとき
- (2) 認定を辞退したとき
- (3) 所属協同組合を退会したとき 所属協同組合が日車協連を退会したとき
- (4) 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者としての認定基準を欠くに至ったとき
- (5) 自動車車体整備を行うにあたり、関連する法令の違反行為を行ったとき
- (6) 当該事業場に従事する自動車車体整備士が、当該年度の高度化車体整備技能講習を受講しなかったとき。
- (7) 認定の取り消しまたは廃止をした事業場は標識を速やかに撤去する

(変更届)

第 13 条 先進安全自動車対応優良車体整備事業者は、次の事項を変更したときは、速やかに変更届を申請を行った車体協理事長を経て会長に届け出なければならない。

- (1) 事業場の氏名または名称
- (2) 事業場の所在地
- (3) 申請時に登録された自動車車体整備士
- (4) 申請時に登録された自動車補修接合管理者
- (5) 事業場認定基準に係わる機器設備等

(認定の管理)

第 14 条 日車協連は各都道府県車体協を通じ年度末に認定事業場の認定資格の確認を行う。

(規定の改廃)

第 15 条 この規則の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

令和 2 年 9 月 23 日 改定

令和 3 年 10 月 13 日 改定

令和 5 年 4 月 1 日 改定

令和 5 年 11 月 25 日 改定

令和 6 年 10 月 1 日 改定

5. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者基準

別 表 1

名 称	指定する要件
事業場の要件 注:本社工場に特定整備認証があり、別の場所に特殊整備事業者車体整備作業(一種・二種)がある钣金塗装工場においては、電子制御装置整備の認証を取得し、道路運送車両法令違反しない旨の誓約書を添える事。また、協業体制においては同一事業場内のみとする	① 優良車体整備事業者認定の特殊整備事業者車体整備作業(一種・二種)工場または日車協連・車体整備推奨工場であること ② 自動車特定整備事業の認証工場であること そのうち電子制御装置整備事業を行うことのできる認証を有すること ③ 事業者は日車協連の定める技術情報等を常に高度化車体整備技能講習修了者へ提供すること
機器等の要件 ① または③の要件を満たすこと ② は必須要件	① 先進自動車対応優良車体整備事業者の保有機器審査委員会が認定した機種のスポート溶接機を備え、当該溶接機的能力に応じた溶接が適切に実施できる環境を整えていること ② 先進安全自動車対応優良車体整備事業者の保有機器審査委員会が認定した整備用スキャンツールを備えていること ③ 先進自動車対応優良車体整備事業者の保有機器審査委員会が認定した機種のみグマグ溶接機を備え、当該溶接機的能力に応じた溶接が適切に実施できる環境を整えていること

人的要件	① 自動車車体整備士であって、日車協連が策定する高度化車体整備技能講習を開講年度毎に受講していること ② 開講年度の高度化車体整備技能講習が受講できなかった場合当該年度の高度化車体整備技能講習補充試験または試問に合格していること ③ 高度化車体整備技能講習の開講年度毎の受講は事業場に在籍している自動車車体整備士であればだれが受講しても構わない ④ 機器等の要件③を満たす場合、自動車補修接合管理者資格を取得した者が在籍していること
-------------	--

注1 事業場の要件②について

- イ) 自動車特定整備事業の認証工場とは、旧分解整備及び電子制御装置整備全ての取得工場であること。但し整備の作業と種類については、2～7 項目(原動機、連結装置を除く)までの取得事業者とする。※別表 2 参照
- ロ) 既存の認定事業者(分解整備のみ)の電子制御装置整備を取得するまでの猶予期間については、令和 3 年 9 月 30 日(国の保安基準、点検整備制度の確定)までに取得することを条件とし、令和 6 年 3 月 31 日までの認定書提出にて認定復活とする。

注2 人的要件①について

- イ) 認定申請時において、登録される自動車車体整備士は最新の高度化車体整備技能講習が受講済であること。
- ロ) 認定取得後は常に最新編の高度化車体整備技能講習会の受講を義務づける。認定取得前に行われた高度化車体整備技能講習会の受講歴は問わない。
- ハ) 開講年度の高度化車体整備技能講習が受講できなかった場合、次年度以降に当該年度の教本を購入の上、高度化車体整備技能講習補充試験または試問に合格しなければならない。ただし、前年度の高度化車体整備技能講習は受講していること。教本及び補充試験または試問の購入・受験料は 1 5 0 0 0 円・消費税別とする。
- ニ) 前項の合格者には補充試験または試問の合格証を交付し、高度化車体整備技能講習の修了証は交付しない。

注3 機器等の要件①②③について

- イ) ①スポット溶接機の保有機器審査委員会による認定機種については「最大加圧力 3,000 N 以上、最大短絡二次電流 7,000 A 以上」の性能基準を満たす機種を認定対象とする。
- ロ) ②整備用スキャンツールは、一般社団法人日本自動車機械器具工業会ホームページに掲載。
- ハ) ③ミグ マグ溶接機の保有機器審査委員会による認定機種については概ね「溶接電流 65A、溶接電圧 16V」の性能を満たす機種を認定対象とする。

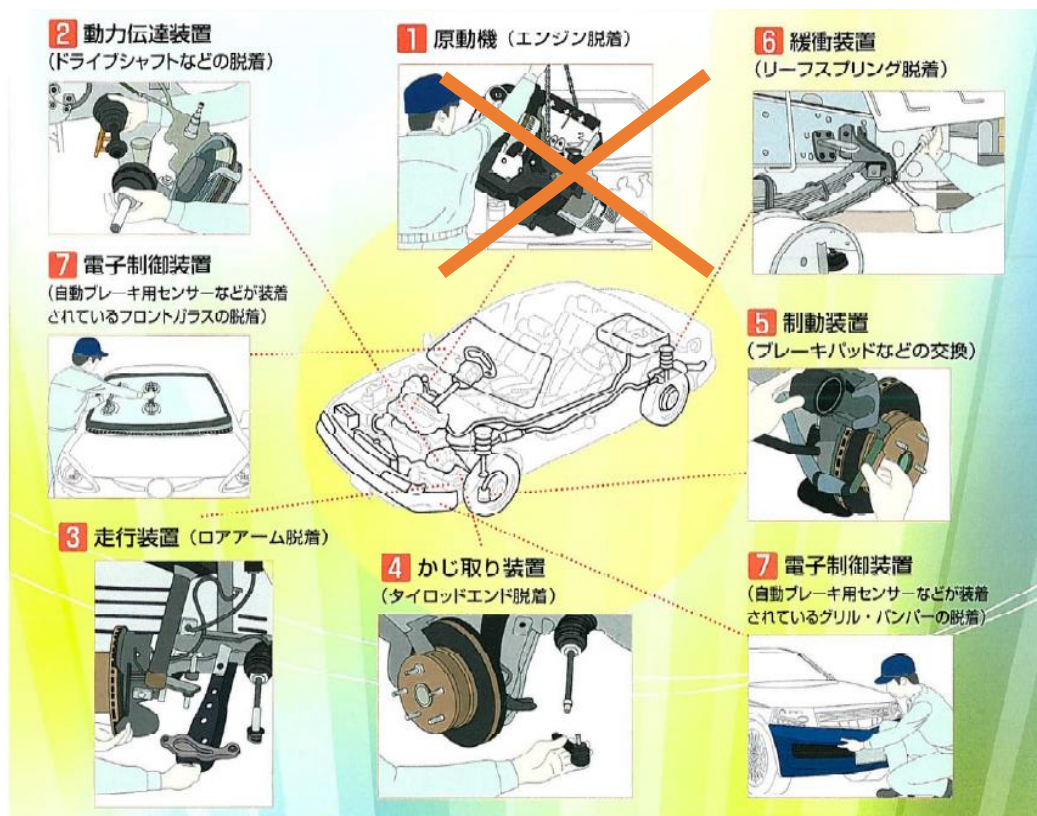
別表 2

(事業場の要件)

自動車特定整備事業のパターン3の整備の作業と、下記種類2項目～7項目（原動機、連結装置を除く）までの取得事業者を認定する。

※種類

- 2項目 動力伝達装置
- 3項目 走行装置
- 4項目 かじ取り装置
- 5項目 制動装置
- 6項目 緩衝装置
- 7項目 電子制御装置



1 原動機、8 連結装置を除く

○改定 令和3年6月15日

6. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者申請用紙等

年 月 日

先進安全自動車対応 優良車体整備事業者申請書

日本自動車車体整備協同組合連合会

会長 小倉 龍一 殿

申請者

印

申請者所在地

電話番号

郵便番号

申請事業場名

申請事業場所在地

電話番号

郵便番号

先進安全自動車対応優良車体整備事業者の認定を受けたいので、所定の手数料を添えて申請いたします。

年 月 日

日本自動車車体整備協同組合連合会

会長 小倉 龍一 殿

推せん書

下記の者は、先進安全自動車対応 優良車体整備事業者認定の資格審査の結果、
的確と認められますので、先進安全自動車対応 優良車体整備事業者規則第7条
により推薦します。

記

1. 事業場名
2. 事業場の所在地

協同組合理事長 印

【参考書式】

先進安全自動車対応 優良車体整備事業者申請書（新規 ・ 変更届）

日本自動車車体整備協同組合連合会

会長 小倉 龍一 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称

㊞

申請者住所

申 請 事 業 場 名		
申 請 事 業 場 所 在 地		
車 体 整 備 士	氏 名	
	合 格 番 号	特 し 第 号
自動車補修接合管理者	氏 名	
	認 定 番 号	
ス ポ ッ ト 溶 接 機	メ ー カ ー 名	
	型 式	
	加 圧 力	N
	出力（電流値）	A
整備用スキャンツール	メ ー カ ー 名	
	型 式	

ミグ・マグ溶接機	メーカ ー 名	
	型 式	
	溶 接 電 流	A
	溶 接 電 圧	V

先進安全自動車対応 優良車体整備事業者認定廃止届

日本自動車車体整備協同組合連合会

会長 小倉 龍一 殿

年 月 日

届出者の氏名

又は名称及び住所

⑩

認定番号 (認定日)	第 号 (年 月 日)
事業場の名称	
事業場の所在地	
廃止の理由	

上記のとおり先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定を廃止します。

高度化車体整備技能講習補充試験申請書

日本自動車車体整備協同組合連合会
会 長 小倉 龍一 殿

年 月 日

下記の通り、申請講習教本を購入し高度化車体整備技能講習補充試験を申請します。

認定番号		
事業者の氏名又は名称		
事業場の氏名又は名称		
事業場の住所		
申請する車体整備士	氏名	合格番号
申請講習名		
前年度の高度化車体整備 技能講習 修了証番号		

高度化車体整備技能講習 補充試験合格証

※の欄は記入しないでください。

氏 名	殿
申請講習名	
合格証番号 ※	
高度化車体整備技能講習補充試験に合格したことを証明します。 令和 年 月 日 日本自動車車体整備協同組合連合会 会 長 小倉 龍一 ⑩	

先進安全自動車対応優良車体整備事業者 変更届

日本自動車車体整備協同組合連合会

会長 小倉 龍一 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称

⑩

申請者住所

下記のとおり変更したので先進安全自動車対応優良車体整備事業者規則第13条により、届出します。

認定番号・認定年月日		第 号・ 年 月 日	
変 更 事 項	項 目 \ 新旧の別	新	旧
	事業者の氏名又は名称		
	事業者の住所		
	事業場の名称		
	事業場の所在地		
	車 体 整 備 士	氏名 合格番号	氏名 合格番号
	自動車補修接合管理者	氏名 認定番号	氏名 認定番号
	ス ポ ッ ト 溶 接 機	メーカー名 型 式 加 圧 力 N 出力(電流値) A	メーカー名 型 式 加 圧 力 N 出力(電流値) A

	整備用スキャンツール	メーカー名 型 式	メーカー名 型 式
	ミ グ マ グ 溶 接 機	メーカー名 型 式 溶接電流 溶接電圧	メーカー名 型 式 溶接電流 溶接電圧

先進安全自動車対応優良車体整備事業者の標識

先進安全自動車対応優良車体整備事業者の認定を受けた事業者は、認定を受けた事業場に以下の事例を参考に標識を作成の上、事業所ごとに見やすい場所に掲示する。

- | | |
|---------------------------|--|
| ① 標識寸法 | タテ 360mm × ヨコ 500mm |
| ② 文字書体 | 全てゴシック体 |
| ③ 文字の大きさ | [標章] 100mm
[日本自動車車体整備協同組合連合会認定]
30mm
[先進安全自動車対応優良車体整備事業者]
45mm |
| ④ 標識素材は合成樹脂製 | |
| ⑤ 標識の塗色は地色を白色とし、文字及び標章は黒色 | |

*なお、現存看板はそのまま使用が可能。